

明らかに失敗だった司法制度改革

——最近、国民の間に裁判に対する不信が高まっているように思うのですが、これは二〇〇一年の司法制度改革に問題があったのではないのでしょうか。

高山 明らかに改革の失敗です。小沢一郎氏の秘書たちの裁判の判決が、象徴的に示しています。破格の司法になっているのです。従来の、本来のとってもいいと思いますが、そこからはかけ離れてしまっている。何がと



高山 俊吉

弁護士・憲法と人権の日弁連をめぐす会代表

いえば、類推で判決を下したことです。「合理的に推認される、判断される、自然である」という言葉を判決文でも使っている。

推認するためには、抑制も働かせることで、司法への信頼、安定が保てるのです。A、B、Cの証拠から、DやEの類推はできなくはないが、はたしてそれがその通りなのかという疑問をつねに持たなくてはいけないのに、ここが欠けています。この裁判の裁判長は「マ

イコート」という言葉をよく使います。「自分の法廷である、だから自分流にやる」と広言している。まさに自分流で、判決を下してしまったのです。

——なぜ、破格の司法になったのでしょうか。

高山 裁判員裁判が始まってから、短期間に判決を下すようになりました。以前は全体を石橋を叩いて渡るようにしていたので、その分時間もかかったのですが、コアな部分だけみればいいとなった。周辺はさほど重要ではないという「核心司法」に変わったのです。「精密司法」は、時間のムダ、費用のムダだというわけです。精密司法であれば、AからZまでの素材で判断していたのに、核心司法は、コアとされるA、B、Cだけで判断していいということになり、結果、類推も広く認められるようになった。

最高裁は、この手法を裁判員裁判だけでなく、他の裁判でも適用するようにと指導しています。精密司法でやっていた時代でさえ冤罪が起きたのです。それを類推で判断するようになったら、どうなるのでしょうか。私は怖い時代に入ったと思います。

——改革そのものが、実は改悪だったということですね。

高山 弁護士増員政策が打ち出されて多く

のロースクールが開校し、学生の七、八割合格を目指していたのですが、いまや合格は平均三割にも達しない。合格者が一人もいない学校もあって、今年からロースクールの統廃合が始まっている。合格はしたものの、質の問題も起きています。法廷で書面を提出しなかった若い弁護士に裁判長が問い正したところ、「ボスのチェックが済んでいません」と応えたという話も聞いている。恥ずかしいことを言っている自覚もなさそうだったと。

——根本的な問題はどこにあるのでしょうか。

高山 司法が政治に取り込まれてしまったことです。司法制度改革の答申が出たのは、二〇〇一年六月でした。同じ月に小泉内閣が発足し、「この答申を国家戦略として受けとめる」と小泉首相は発言したのです。おどろおどろしいと思いませんか。

「国家戦略」とは最も距離をおかなくてはいけない司法が、政治の真ん中に引き寄せられてしまった。答申から今年でちょうど一〇年、司法も「失われた一〇年」になってしまいました。

司法は、政治や経済がどんなに激変しても揺るがないことで、社会の安定にもつながる。司法は司法本来のあり方に戻らなければなりません。